

特定処遇改善加算算定に係る「見える化要件」について

介護職員の処遇改善については、平成 29 年 12 月 28 日閣議決定された新しい経済政策パッケージにおいて、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある 職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元 10 月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。この事を受けて、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され令和 3 年度に本格実施となりました。当該加算算定の要件として下記を満たす必要があります。

1. 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）を取得していること。
2. 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
3. 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページの掲載等を通じた「見える化」を行っていること。

【加算の取得状況】

- 介護職員処遇改善加算Ⅰ
- 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ
- 介護職員等ベースアップ支援加算

「見える化」要件に基づき、特定加算の取得状況及び賃金改善以外の処遇改善に関する具体的に取り組んでいる内容は次の通りです。

入職促進に向けた取組	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
両立支援・多様な働き方の推進	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
腰痛を含む心身の健康管理	雇用管理完全のための管理者に対する研修等の実施
生産性向上のための業務改善の取組	5S 活動（業務管理の手法の 1 つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善